

パブリックコメント（意見募集）

葉山町個人情報保護条例の一部改正について

募集期間

平成 29 年 7 月 3 日（月）から

平成 29 年 7 月 28 日（金）まで

お問合せ先：総務部 総務課

電話 046-876-1111（内線 316）

## 葉山町個人情報保護条例改正にあたって

「葉山町個人情報保護条例（以下「条例」といいます。）」は、個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、町の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図るために制定された条例です。

この条例は、これまでも法律の改正に伴い改正してきましたが、昨年5月27日に改正された「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）」が本年5月30日に施行され、保護されるべき個人情報の範囲が明確化されるなどしたため、これに対応するために条例を改正する必要があります。また、本年7月から情報提供ネットワークシステム（注1）の運用が開始されることに対応すること、条例の内容を住民にとって一層分かりやすいものとするを目的とする改正を併せて行います。

このパブリックコメントは、今回の改正の概要と考え方についてご意見を伺うものです。また、条例改正にあたっては、外部の有識者から構成される葉山町個人情報保護審査会（注2）に諮問し、意見を聴く予定になっております。

## 個人情報範囲を明確化し、要配慮個人情報の取扱いに関する規定を整

### 備します。

個人情報保護法第5条により、地方公共団体には、個人情報保護法の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、実施する責務があります。

この点について、国の通知によれば、地方公共団体は、行政機関個人情報保護法の改正の趣旨に従って条例を改正し、「個人識別符号」（注3）の定義の追加等による個人情報の範囲の明確化、「要配慮個人情報」（注4）の取扱いに関する規定の整備等を行うことが要請されています。

#### 行政機関個人情報保護法の改正内容

個人情報の範囲を明確にするため、個人識別符号の定義が追加されました。

個人識別符号は、個人情報として扱われます。

要配慮個人情報の定義が追加され、国の行政機関が要配慮個人情報を取り扱うときは、個人情報ファイル簿にその旨が記録されます。

#### ○ 条例改正のポイント

- ・ 行政機関個人情報保護法の内容に合わせて、個人識別符号と要配慮個人情報の定義を追加します。
- ・ 行政機関個人情報保護法は、国の行政機関による要配慮個人情報の収集や利用を制限していませんが、条例では、従来から思想等の情報の収集や利用を制限してきました。そこで、条例で収集や利用を制限する情報の内容を要配慮個人情報に合わせ、慎重に取り扱うこととします。

#### ○ 改正される条数

第2条、第6条、第7条

## 情報提供等記録の取扱いに関する規定を整備します。

- 「情報提供等記録」（注5）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」では、第30条において、「行政機関」の情報提供等記録の取扱いについて定めています。この「行政機関」には葉山町が含まれないため、条例で定めます。

情報提供等記録は、番号法の規定により、目的外の利用及び提供が禁止され、その利用停止請求（注6）が認められませんので、このことを明記します。
- 改正される条数  
第2条、第10条、第18条、第19条、第20条、第22条

## 不開示情報の内容を具体化、明確化します。

行政機関個人情報保護法第14条を参考に、不開示情報（注7）の内容を具体的かつ明確なものとなるように整備します。

- 改正される条数  
第16条

## 裁量的開示の規定を追加します。

開示請求（注8）の動機や背景には、深刻な問題が存在する場合があります、不開示情報を一律に不開示とするのでは、個人の権利利益の保護を図ることが難しい場合も予想されます。

そこで、不開示情報について例外的な取扱いができるよう、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、不開示情報を開示することができるとする規定を追加します。

## 用語の説明

### 「情報提供ネットワークシステム」(注1)

総務大臣が設置する、特定個人情報の提供を管理するシステム

### 「葉山町個人情報保護審査会」(注2)

弁護士・大学教授といった外部の有識者で構成される葉山町の附属機関

### 「個人識別符号」(注3)

DNA、虹彩、指紋等の人の身体の特徴を文字、番号、記号等に変換して特定の個人を識別できるようにしたもの、旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、国民健康保険証等の番号等個人ごとに異なるように割り当てられる文字、番号、記号等で特定の個人を識別できるもの

### 「要配慮個人情報」(注4)

思想、信条、社会的身分、病歴、前科前歴、犯罪の被害を受けた事実、身体障害、知的障害、精神障害、健康診断の結果など、不当な差別や偏見等の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する個人情報

### 「情報提供等記録」(注5)

特定個人情報の一種、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の照会・提供を行った時の、照会者・提供者・日時・特定個人情報の内容などの記録

### 「利用停止請求」(注6)

住民等が、実施機関（議会、町長、教育委員会などの葉山町の意味決定機関）に対し、その保有する自己の個人情報の利用や提供をやめることを請求すること

### 「不開示情報」(注7)

開示請求された個人情報に他人の個人情報、法人の秘密等が含まれ、これを開示することにより、他の個人や法人の利益を害するおそれのある情報

### 「開示請求」(注8)

住民等が、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報を自己に見せることを請求すること